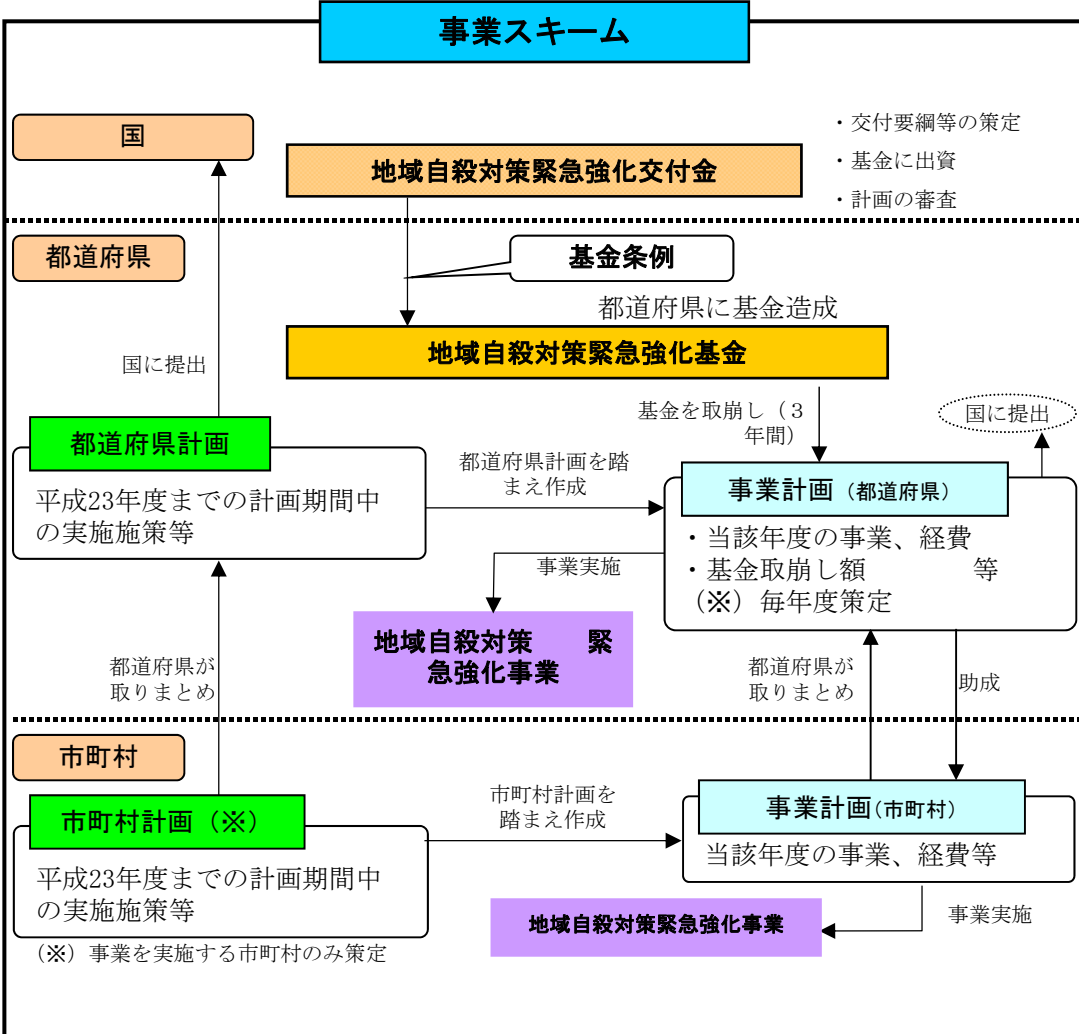


「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 麻生内閣時、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
- 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
- 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- (※) 予算額(平成21年度補正予算):100億円、補助率:10/10(地方負担なし)、時期:21年度から23年度までの3年間で実施
(平成23年度3次補正予算において、37億円積み増し。平成24年度1次補正予算において、30.2億円積み増し・25年度まで実施期限を延長)
- うつ病医療体制強化事業(厚生労働省分)を追加(平成22年度補正予算:予算額752,646千円 ※平成23年度まで)
- 住民生活に光をそそぐ交付金(地域活性化交付金)の活用による積み増しが可能(平成22年度補正予算 ※平成24年度まで)

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体が専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
(※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
(※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
(※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

⑥うつ病医療体制強化事業

精神科医療の質の向上を図るための事業(※)を実施
(※) 精神科医と一般かかりつけ医との定期的な連絡会議の開催、うつ病患者を一般かかりつけ医から精神科医療機関へスムーズにつなぐ医療連携体制構築のための事業、精神医療関係者に対する研修事業、及び上記の事業に付随する調査事業

(注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
(注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外